

公益信託アドラ国際援助基金
令和7年度助成対象プロジェクト募集要項

公益信託アドラ国際援助基金
受託者みずほ信託銀行株式会社

1. 目的

開発途上国において援助団体等が行う国民の生活水準の向上に資するための事業に対する資金助成を行い、開発途上国の安定と発展に寄与する。

2. 事業内容

- (1) 開発途上国において実施される教育の振興、および保健衛生向上のためのプロジェクトに対する資金助成
- (2) 開発途上国において実施される災害救助および飢餓救済のためのプロジェクトに対する資金助成
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

3. 助成対象プロジェクトの募集

- (1) 令和7年度の助成件数、および総額：

- A. 助成件数： 3件程度
- B. 助成総額： 2,000,000円程度

- (2) 募集方法：

添付いたしました助成金申請書に必要な書類を添付の上、募集締切日までに下記送付先へご返送ください。

- (3) 募集要件：

下記の全ての条件をみたすことが募集要件となります。

- A. 東南アジアの発展途上国におけるプロジェクト
- B. 教育の振興および保健衛生向上のためのプロジェクト、または、災害救助および飢餓救済のためのプロジェクト
- C. プロジェクト対象国に駐在者を有し、日本国内に事務所を置き、法人格を有し、人道支援を主たる事業とする非営利の民間団体
- D. 過去2年間の事業報告書提出（他の助成機関から助成金を受給したプロジェクトの件数実績および完了したプロジェクトの件数実績を含む）活動実績が2年以上あること
- E. 過去2年間の収支報告書提出
- F. 1団体につき1件の申請に限ること
- G. 原則として、本基金の助成金受領後1年以内に完了するプロジェクト
- H. 助成対象プロジェクトを推進するうえで、十分な管理能力を有すると認められること

(4) 選考方法：

上記申請書に基づき運営委員会で選考決定いたします。

採用不採用について、理由は公開いたしておりません。

(5) 募集開始日：令和7年1月14日（火）

(6) 募集締切日：令和7年3月28日（金）

(7) 助成決定：令和7年5月

(8) 助成金の振込：令和7年7月<予定>

(9) 助成金を受けたプロジェクトに関しましては、その完了状況を別紙報告書にて令和8年8月29日までに運営委員会に提出していただきます。

(10) ご提出いただきました書類については、審査後ご返却いたします。

(11) その他の条件

A. 助成プロジェクト遂行不可能な場合における本基金からの助成金の返戻

B. 助成金に余剰金が発生した場合における本基金からの余剰金の返戻

C. 本基金からの助成プロジェクト完了後における活動・収支報告書の作成

D. 助成対象となる期間は、プロジェクトの実施期間の長短にかかわらず、原則として令和7年8月1日～令和8年7月31日まで

(12) 書類送付先：

〒220-0004

横浜市西区北幸 1-6-1

みずほ信託銀行株式会社 横浜支店

公益信託アドラ国際援助基金 事務局

電話：045-311-4887

(13) ADRAは“ADVENTIST DEVELOPMENT AND RELIEF AGENCY”の略称で、セブンスデーアドベンチスト教団を支持母体とする博愛的で人種、宗教、政治の区別のない活動を行う国際援助機構です。